

[事案 27-95] 契約者貸付無効請求

・平成 28 年 1 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

配偶者が契約者に無断で契約者貸付の手続きをしていたことなどを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約者貸付を無効としてほしい。

- (1)平成 5 年 10 月から同 8 年 9 月にかけて計 4 回、合計約 79 万円の契約者貸付がなされたが、自分の署名・捺印なく、配偶者が無断で貸付を受けていた。
- (2)平成 22 年に減額手続により契約者貸付を一部返済したが、営業所長に相談したいと募集人に申し出たにもかかわらず、募集人からは何の連絡もなく、相談できなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付は、届出印および保険証券により手続されており、申立人名義の口座に送金していることと、申立人自身、当時は配偶者に保険契約のことを任せていた旨を述べている。
- (2)申立人は、契約者貸付の存在を認識した上で平成 11 年 6 月および平成 22 年 12 月に特約の減額による契約者貸付金の返済を行っており、各貸付手続は追認されている。
- (3)営業所長はその後異動となったものの、申立人は、支社または本社お客さまセンターに相談できたはずだが、申立人からはこのような申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約者貸付時の状況や申立人の配偶者の関わり等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は減額請求の際に契約者貸付を事後的に認めているため、各貸付は有効であり、また、平成 22 年の減額請求時において保険会社に特段の問題があったとは認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)申立人の配偶者が契約者貸付を行う権限や本契約についての包括的な権限を与えられていたとは認められない。
- (2)また、募集人は契約者貸付について申立人の意思を確認することは容易であったと考えられるにもかかわらず、これを全く行っていなかった。